捨印をお願いいたします 富谷市が記載します (印) 記載例 認定権者記載欄

様式第5-(ロ)-①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロー①)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 富谷市長

住 所 富谷市富谷坂松田30番地 氏名(会社名)株式会社 富谷土建 申請者 代表取締役 富谷太郎

50.0

90

依存率 33.75

円 (注4)

円(注4)

円 (注4)

電話番号  $(000)\ 000-000$ 

上昇率

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品(以下「原油等」という。)の価 格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますの で、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

1111 AAAA業	2222 ВВВВ業	3333 СССС業

※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該業種は全て指定業種であることが必要)。 当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

①原油等の仕入単価の上昇(注2)

 $\frac{E}{}$  ×100-100

E:原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価

e: Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価

②原油等が売上原価に占める割合(注2)

円 (注4) 60

<u>S</u>  $\times$  1 0 0

C: 申込時点における最新の売上原価

S:Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格

③製品等価格への転嫁の状況(注3)

 $\frac{A}{}$  -  $\frac{a}{}$  = P R h

A:申込時点における最近3か月間の原油等の仕入価格

a: Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕

B:申込時点における最近3か月間の売上高

b: Bの期間に対応する前年の3か月間の売上高等

P =	0.066	
	8, 100, 000	円 (注4)
	5, 400, 000	円 (注4)
	32, 500, 000	円 (注4)
	29, 500, 000	円 (注4)

96, 000, 000

32, 400, 000

富 産 第

뭉

平成 年

月  $\mathsf{H}$ 

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間:平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

認定者 富谷市長 若 生 裕 俊

- (注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。
- (注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。(注3) P>0となっていること。(注4) 申請者全体の値を記載
- (留意事項)・ 本申請書及び別紙計算書は2通の提出が必要です。
  - 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
  - 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(ロー①)の計算書 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 富谷市長

住 所 富谷市富谷坂松田30番地

申請者 氏名(会社名)株式会社 富谷土建

印

代表取締役 富谷太郎

電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇一〇〇〇

#### (表1) 事業が属する業種毎の最近1年間の売上高

業種 (※1)	最近の売上高	構成比	
1111 AAAA業 (※2)	78, 000, 000円	60%	
2222 BBBB業	39,000,000円	30%	
3333 CCCC業	13,000,000円	10%	
	円	%	
全体の売上高	130,000,000円	100%	

<sup>※1</sup> 業種欄には、営んでいる事業が属する全ての業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名) を記載。細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

#### (表2)企業全体に係る原油等の仕入単価の上昇

	原油等の <b>最近1か月</b> の			原油等の <b>前年同月</b> の			原油等の仕入単価の		
	平均仕入単価			平均仕入単価			上昇率		
	(平成	年	月)	(平成	年	月)	(E/e×	100-1	00)
企業全体	[E]	90	円	[e]	60	円	5 (	). O	%

### (表3)企業全体の売上原価に占める原油等の仕入価格の割合

	最新の売上原価	最新の売上原価に対応する 原油等の仕入価格	売上原価に占める原油 等の仕入価格の割合 (S/C×100)		
企業全体	【C】96, 000, 000円	【S】32, 400, 000円	33. 75 %		

<sup>(</sup>注) 最新の売上原価及び原油等の仕入価格は、直近の決算期の値を用いることも可。

### (表4)企業全体の製品等価格への転嫁の状況

	最近3か月間の	最近3か月間の	(A /D)	前年同期の原油等	前年同期の	( - / <b>-</b> )	(A/B) -
	原油等の仕入価格	売上高	(A/B)	の仕入価格	売上高	(a/b)	(a/b) =P
<u> </u>	8, 100, 000円	32, 500, 000円	0. 249	5, 400, 000円	29, 500, 000円	0. 183	0.066
企業全体	[A]	<b>[</b> B]		[a]	[b]		

(注) 認定申請にあたっては、営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等(例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など)や、企業全体の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等(例えば、試算表、売上台帳、仕入長など)の提出が必要。

<sup>※2</sup> 指定業種の売上高を合算して記載することも可

## 提出書類

- ・認定申請書及び計算書 2通ずつ
- ・指定業種に属することが疎明できる書類(例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類)
- ・最近1か月及び前年3か月の試算表等(売上高を証明する書類)の写し
- ・兼業者の場合は、業種ごとの売上高等が確認できる資料
- ※本人以外の方が認定申請を行う場合は、委任状が必要となります。

# 【法人の場合】

・登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し(3か月以内に発行されたもの)

## 【個人の場合】

- ・許可・免許・認可・登録・届出等を必要とする事業者は、許認可証等の写し
- ・上記以外の事業者は、最近の所得税の確定申告書の控の写し(決算書の写し又は収支報告書の写し も添付してください。)